

法人税法の一部の改正を求める意見書

平成18年度に行われた税制改正において、実質的な一人会社の役員に対する給与について、業務主宰役員の給与所得控除相当額を損金不算入とする新たな規定が設けられた。この制度によって役員給与の一部が損金不算入の扱いとなるのは、特殊支配同族会社で一定の所得基準を満たす会社となっているため、多くの中小企業が対象となっている。

本改正項目は、新会社法によって法人設立が容易になり、給与所得控除を利用した節税目的での会社設立が増加することが予想されることへの対策と考えられるが、法人税に関する役員給与の損金性が規制されることや、給与所得控除制度の必要経費の否認を意味し、法人税法と所得税法の規定が混同されているとの指摘もある。

要するに、このオーナー課税制度は、

- ① 中小企業に過大な負担を生じさせるものであり、更に実質的な一人会社とはいえない中小企業にまで広範に適用が及ぶ結果となっており、中小企業の活性化を阻害する要因となっていること
- ② わが国の租税体系における整合性という点において問題があり、法人課税上の新たな不公平を生じさせる恐れのある制度となっていること等の問題があり、これを廃止する必要がある。

よって町田市議会は、国に対し、法人税法第35条、オーナー課税制度に関する規定の削除を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。